

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 2 9 日

文部科学省初等中等教育局児童生徒課 御中

厚生労働省労働基準局監督課

高校生等のアルバイトに関する労働基準法等の基礎知識について
(周知依頼)

日頃より労働基準行政の運営について、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

高校生等の満 18 歳未満の年少者（以下「年少者」という。）がアルバイトを行う場合においても、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）などの労働関係法令が適用され、安全、衛生及び福祉の見地から危険有害と認められる業務の就業制限など、年少者に向けた特別の保護規定も適用されます。

年少者がアルバイト等を行うに当たって適用される労働関係法令の諸規定について、広く理解促進を図るため、今般、別添のリーフレットを作成しました。

厚生労働省においては、同リーフレットをホームページに掲載するなどして周知に努めているところですが、こうした労働関係法令の内容をまとめたリーフレットは、例えば、教員の方が適切な就業体験活動の機会を設けるなどに当たっての参考資料となりうるものと考えています。

つきましては、貴課におかれましても、別添のリーフレットを全国の高等学校等に周知いただきますようお願いいたします。